

第3章 柔道の現状と人口

柔道人口の概念は、スポーツ人口と同様に広・狭義の両面に解することができる。広義では実際に柔道を実施している人びとはいうまでもなく、新聞、テレビはもとより競技会を見る人びとをも含む、いわゆる何らかの形で柔道に参与している人びとの総称と考えて差し支えない。しかし、一般的にはこれを狭義に解して、直接柔道を実施している人びとを意味する概念に用いられている。

柔道の場合、留意しておきたいのは中学、高等学校における体育の教科の内容として男子生徒が実施している柔道の取り扱いである。柔道を実施しているには違いないのだが、生徒の好みや関心などによって自主的に実施しているのとは異り、生徒の意志とは関係なく課せられているものである。したがって、学校教育活動としての柔道については、生徒の自主な判断によって実施している教科外活動、いわゆる部活動での実施者を対象とするのが妥当といえる。

わが国の柔道人口については、現在のところ必ずしも明確に把握されていない。特に、これに関する調査は部分的に行われたものを除けば極めて少ない。

1 増加の見られない柔道人口

スポーツ人口の増大の中における柔道の状況だが、わが国の伝統的な文化遺産として、国民の間に広く親しまれていることから考えれば、当然スポーツ人口の増加に関与していることが、予想される。しかし柔道の人口には、ほとんど増加の傾向が見られていない。もちろん、このスポーツ人口の増加傾向は特に女子において著しく、またその実施種目は軽いスポーツが主なものとなっている。男子中心である武道においては、必ずしも同様の増加傾向は望めないといえる。要約すれば、柔道に対する国民の認識と欲求とにギャップがあること等から、最近のスポーツ人口の増加にわが国伝統の武道は、何ら貢献していないということになる。

2 組織柔道人口

クラブや同好会などの集団に所属して、継続的に柔道を実施している人の数（割合）を組織柔道人口と称してよい。

欧米諸国では、スポーツクラブが市民スポーツの基盤となっているだけに、会員の登録制度が確立しており、自ずとその数は明確に捉えられている。

わが国の場合、それぞれのクラブや道場ごとに把握されているものの、これらを統轄して登録する制度がないため、正確な把握は容易ではない。一つの方法としては、講道館への入門者数で捉えることができる。

今日その数は 130万人を越える状況であるが、これにはいくつかの留意すべき点がある。入門者の数は、年ごとの累計であり、やめた人、あるいは死亡した人等が除外されていないこと、また地方で実施している者の取り扱いは、段位申請に際して入門するのが通例であり、有段者以外は、入門者数に入っていないことである。

20歳以上においては、従来職場の柔道人口が、圧倒的に多かったのに比べ、最近では、地域の柔道クラブが職場の柔道部を多く上回っている。市町村立の公共武道館の整備が年々進んでいること等の関連が考えられる。一方には、柔道を実践する基盤が学校、職場から次第に地域社会に移行している傾向ともいえる。

1988（平成元）年から始まった全日本柔道連盟の個人登録の過去11年間の推移は、登録者数は、1993（平成5）年最高時の約25万人から大きく減少して1998（平成10）年は19万人台に減少した。

3 柔道指導者の養成

1、競技力向上指導者・日本体育協会公認コーチ

文部大臣の認定する「社会体育指導者の知識、技能審査事業」として、日本体育協会と全日本柔道連盟が共催で、柔道の競技力向上を担う指導者を養成して資格を付与する制度である。

（1）養成区分とねらい

① 日体協公認 C 級（初級）コーチ

柔道の基礎的・専門的指導と、活動組織の育成・指導等にあたることができること。

② 日体協公認 B 級（中級）コーチ

柔道の専門的技術指導と、地域活動組織の育成・指導ならびに選手の特性に応じた競技力向上のための指導等にあたることができること。

都道府県柔道連盟（協会）で指導的役割を果たせること。

③ 日体協公認 A 級（上級）コーチ

柔道の高度な技術指導ならびに外国強豪選手の競技力の分析戦術・戦法の研究・開発にあたることができること。

柔道C級コーチの育成・指導にあたるとともに、全日本柔道連盟における指導的役割を果たせること。

(2) 審査を受けようとする者の資格

① C級コーチ

満22歳以上で原則として柔道参段以上

2年以上の指導実績を有し、都道府県体育協会・都道府県柔道連盟（協会）が推薦し、全日本柔道連盟が認めた者。

② B級コーチ

満25歳以上で原則として柔道四段以上

柔道C級コーチ資格取得後、3年以上の指導実績を有する者で全日本柔道連盟が認めた者。

③ A級コーチ

満30歳以上で原則として柔道五段以上

柔道B級コーチ資格取得後、5年以上の指導実績を有する者で全日本柔道連盟が認めた者。

(3) 養成科目及び審査の概要

ア 共通科目

日本体育協会が、他の種目と合同で通信講習及び集合講習の形式で実施する。

社会体育概論 スポーツ心理学 トレーニング科学 スポーツ医学 スポーツと栄養 スポーツ指導論他

イ 専門科目

全日本柔道連盟が、通信講習と集合講習の形式で実施する。

柔道の特性に応じた基礎理論（特性・歴史・技術構造他）

実技（基本技術、応用技術、形、体力トレーニング法、救急処置法他）

指導実習（対象に応じた指導計画の立案と実施）他

ウ 検定及び審査

提出されたレポート、筆記試験及び技能審査による総合判定を行う。

エ 免除措置

共通科目及び専門科目において、体育系大学の卒業者、大学等における柔道部の経験者、一定の競技歴及び指導実績を有する者については、別に定め

る免除規定の特例がある。

全日本柔道連盟では、平成3年度に事業認定団体となり、4年度より旧資格（日本体育協会公認コーチ及び上級コーチ）からの移行措置及び新規養成事業（C級）に取り組み、これまで194名、B級86名の有資格者を養成してきた。

2、地域スポーツ指導者、日本体育協会公認スポーツ指導員

文部大臣の認定する「社会体育指導者の知識・技能審査事業」として日本体育協会と全日本柔道連盟が共催で、地域における柔道の指導者を養成して資格を付与する制度である。

(1) 養成区分とねらい

① 日体協公認C級（初級）スポーツ指導員

地域スポーツ教室等において柔道の基礎的・導入的指導にあたることができる。

② 日体協公認B級（中級）スポーツ指導員

地域スポーツクラブの育成・運営に併せて大会の企画・運営にあたることができる。

③ 日体協公認A級（上級）スポーツ指導員

地域スポーツ組織の結成・運営の指導・助言とC級スポーツ指導員の養成にあたることができること。

(2) 養成科目及び審査

日本体育協会及び全日本柔道連盟の定めた内容を都道府県体育協会及び柔道連盟（協会）の主管で実施する。

柔道については、都道府県柔道連盟（協会）への説明不足等もあって選出役員の推薦が遅れ、文部大臣への事業申請が現在中断したままになっている。「サッカーくじ」導入に関連して、各地域（中学校区程度）にスポーツセンターを設置し、地域スポーツ振興の拠点にする構想が検討されている。そこでの指導者は、この日体協公認地域スポーツ指導員の有資格者が中心になると思われる。全日本柔道連盟としては事業認定団体の申請を急ぎ、旧資格からの移行措置を含めた新規養成を行う必要がある。

4 柔道場の整備

柔道場には専門柔道（以下「専用施設」という）及び剣道場等併用して設置さ

れた柔・剣道場（以下「併用施設」という）がある。昭和55年1月1日現在、文部省調査によれば、専用施設の総数は3,271ヶ所、併用施設3,677ヶ所、合計6,948ヶ所となつてゐる。

わが国の体育・スポーツ施設の総数218,631ヶ所の3.2%にあり、文部省が調査に際して区分した40種類の体育・スポーツ施設のうち施設数の多い方から8番目に相当する。専用施設及び併用施設の合計について、これを設置者別にみると、小学校・中学校・高等学校が3,938ヶ所（56.7%）、高等専門学校・大学が425ヶ所（6.1%）、合計4,363ヶ所（学校体育施設）で全体の52.8%を占めている。これに次ぐのが公共施設で1,078ヶ所（15.5%）、以下職場施設930ヶ所（13.4%）、民間の施設577ヶ所（8.3%）の順となっている。

過去3回の調査結果から専用及び併用施設の設置者別設置率の推移を示したものである。これによると、小学校・中学校・高等学校の設置率はほとんど変化はみられないが、高等専門学校・大学・職場民間の設置率は逐年低下している。これに対して、公共スポーツ施設は1969（昭和44）年8.4%、1975（昭和50）年12.8%、1980（昭和55）年15.5%と上昇しており社会体育施設としての柔道場が、国や地方公共団体等で年々充実していることがわかる。しかしながら施設数は必ずしも十分とはいはず、今後更に整備が促進されることが望まれる。なお、民間施設としてあげられたものは、そのほとんどは町道場とみてよい。町道場は、個人又は法人が経営する柔道場として、定められた入門の手続きを済ませ一定の金額（入門料や謝礼など）を納入すれば、その道場のメンバーとなることができる。そこには柔道主やその門弟の有段者などの指導者がいて、指導体制が整えられており、いつでも指導を受け、練習をすることができる。町道場はいわば、日常生活圏域におけるスポーツ施設として、柔道の普及発展にきわめて重要な機能を果している。

5 段位制度の意義

柔道の特徴のひとつに段位制度があげられる。段位制度は、今日では柔道以外に剣道、弓道あるいは書道、珠算など多くの分野に定着しているのだが、これは正に講道館柔道が創設した、教育的発想に基づく画期的な制度であり、柔道が高く評価されている内容のひとつである。

柔道の段位は、講道館に入門している者に対して、講道館館長がその上達段階に応じて授与するものである。柔道草創期の頃は、嘉納治五郎師範自らが認定し

段位を授与していた。現在では「講道館審議会規則」「講道館昇段資格に関する内規」などに基づいて全国的に昇段審査が行われている。

「規則」や「内規」によると、昇段の審議は講道館審議会で行われる。審議会は調査部と審議部で組織され、調査部は講道館の試合や試験の結果及び昇段推薦を委託している都道府県などの柔道連盟から提出された推薦書類等を調査整備して、段位候補者名簿を作成し、審議部に提出する。

審議部は、これに基づき昇段の可否を審議し結果を館長に報告、館長がこれを決裁して、はじめて昇段が確定することになっている。昇段候補者の審議に当たっては、「修業者の品性、柔道精神の修得、柔道に関する理解及び術科体得の程度（技の理解、姿勢、態度、歩合、功拙など）、並びにこれをその身に応用している実況、柔道上の功績、形の修業状況、試合成績、修業年限」などについて検討されることになっている。

七段及び八段への昇段候補者の審議内容については、上述のもののほか、試合成績、現在の修業状況、形、審判、指導実績、柔道の普及発展に尽した成績などについて、別に基準が設けられている。

段位は、初段から十段まで、級は段の下位にあって、5級から進んで1級までとなっている。

柔道の段級位は、嘉納治五郎師範が自ら習得した天神真楊流、起倒流及び比較研究した柔術諸流派の目録、免許、皆伝の制度に改善を加え、新たに工夫制定したものである。そのねらいとするところは、各人の習得した技術の水準や技能程度を自己及び相互評価し、修行の進歩段階を明らかにするとともに、新たな到達目標の設定によって、その後の修行の励みとするところにある。

級は五級から一級に進み、段は初段から十段（現在の最高段位は九段）に及ぶ。昇級・昇段は「昇段資格に関する内規」によって行われ、その評定条件は「修業者の品性、柔道精神の習得、柔道に関する理解及び術科体得の程度、並びにその身に応用している実況、柔道上の功績」による。ただし、「品性不良の者、柔道精神に悖る言動のある者は、他の事項の如何にかかわらず昇段できない」ことになっている。その中で、六段昇段に至までは、技能評価に占める歩合の比重が大きく、内規に定める大会（試合）において、一定のポイントを得ることが必要である。

六段になると「乱取り及び形の修行に熟達したものと見なし、それらのことを指南することを許可」され、指導者として認められる。そして、「他日斯道ニ於テ可期為師範者也」が期待される。その上で、七段及び八段昇段の審議では、現段

位（六段及び七段）での審判、指導実績及び柔道の普及発達に尽くした功績も重視されることになる。

したがって柔道の段級位制度は、指導者の養成制度としての意義も大きい。柔道の指導者養成を具体化していく場合、段級位制度を根本に据え、高段者に一定の配慮をする所以である。

6 町道場の経営（経営者の立場から）

町道場とは、不特定多数の者が武道を練習するために利用する個人経営の施設という概念で解されている。その特色は、利用者が会費を納入するなど一種の会員制になっていることである。

町道場がこれまで国民の手軽な練習場として機能し、わが国柔道普及発展に大きな役割を果たしてきたことは異論のないところである。しかし、今日では、その数が著しく減少し、その役割に対する社会的評価も必ずしも高い状況はない。

このことは、学校や企業の柔道場、あるいは公立武道館の整備が進歩したこと等、社会環境や生活意識の変化によるものと考えられる。町道場については特色のある運営をする施設として、その機能と役割を再確認することが期待される。

1、道場経営の方針

町道場に限らず、柔道場の設置目的は、講道館柔道の正しい理念をより多く人々に指導することであり、各々の道場はこの目的を踏まえてそれぞれの実状に即した運営がなされなければならない。

一般的にいって町道場の場合は、学校や企業の道場とは異なり、練習者が幼児から高年齢者まで極めて広範囲であることに加えて、動機や目的も実に多様である。したがって、道場の経営に当たっては、単に柔道を修業する教育的施設としてのみならず、練習者の欲求を十分考慮し、福祉施設（健康、体力つくり）、余暇施設（交流の場）としての多面的な機能を果たすことが重要である。

特に練習者に対する柔道の指導に当たっては、練習者の体力、運動能力等の身体的条件あるいは、種々の社会的条件など個人差を重視することが肝要である。

2、町道場における指導の工夫

一口に柔道の指導といっても範囲は広い。例えば、幼児と大人を同一の視点で指導することは不可能である。それぞれの心身の発育状況が異なるし、練習の動

機や目的が異なるからである。

そこで、練習者を心身の発育段階により 3 つのグループに区分した指導の実践について述べることにする。

(1) 幼児の柔道 (4、5歳～小学校入学前)

このグループは“遊び”の年代である。遊びを通じて子ども達とふれあい、ふれあいの中で柔道を指導する心がまえが大切で、指導に焦りは禁物である。指導内容も、形のうえでの柔道に捉われることなく柔道場のソフトな特性を活用して、柔軟体操、マット運動、縄跳び、鉄棒、跳び箱等を自由に取り入れ、運動やスポーツ全般の芽を育てるように配慮すべきである。

(2) 小学生の柔道 (小学校1～6年)

子ども達が、将来に無限の可能性を秘めていることは、改めていうまでもない。柔道に限らず、全てのスポーツ、もっと大きくいえば人生そのものに大きな未来をもつ。したがって、柔道の指導は、基礎体力の養成と身体の発育のバランスを念頭において、心身両面から鍛えそれぞれの個性を発見し、のばす配慮が必要である。

小学校の6年間には相当の体力差が生じるので、低学年、高学年に分けて指導すると、より効果的である。

(3) 中学・高校・一般の柔道

中学生以上は、体力的にも大人に近く、柔道本来の指導が可能である。特に中学生、高校生に対しては、柔道の技術的指導にとどまらず人生の相談相手として精神的な指導も忘れてはならない。

一般社会人は、ほとんどが自己の健康管理や人間性の回復を目的としているわけであるから、準備運動や柔軟体操等により、怪我の防止に万全を期すべきである。

いかに優れた内容の指導であっても、継続して行うことができなければ、活きた指導とは伝い難い。「継続は力なり」とは、指導者が彼の練習者に対して好んで口にする言葉であるが、裏を返せば「教えてほしくなるような指導をせよ」として、指導者自身に返ってくる言葉であることを忘れてはならない。

そのためには、練習者一人ひとりの目的や気持をよく理解し、常に指導方法について創意工夫を凝らす他、年少者については、父兄の理解や協力を得ることも重要である。